

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成 14 年度 第 3 回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時:平成 14 年6月 11 日(火) 13:00~15:00

2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議室

3. 出席者:

(委員)宮内義彦議長、生田正治、奥谷禮子、神田秀樹、佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、
高原慶一郎、八田達夫、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員

(政府)

石原規制改革担当大臣、熊代内閣府副大臣

(事務局)

[内閣府]坂政策統括官、岡本審議官、中城審議官、竹内審議官、磯部審議官、
宮川事務室長、長屋事務室次長

4. 議事次第

(1)各ワーキンググループの検討課題について

(2)その他

5. 議事

○宮内議長 ただいまから本年度第3回の総合規制改革会議を始めさせていただきます。

本日も御多忙のところ、石原大臣の御出席をいただいております。ありがとうございます。
また、熊代副大臣は後ほど御出席いただきます。

今日の委員の皆様方は、神田委員、八代委員が少し遅れるということですが、飯田議長
代理、河野委員、村山委員のお三方は御欠席でございます。

今日は議事が3時までということに予定しておりますが、2時半に経団連のヒアリング
をするということで、内部の会合は2時半までに一応終わらして、あとはヒアリングを
させていただきますので、タイムキープをさせていただきますので、御了承いただきたい
と思います。

今日、前半は内部だけのワーキンググループ(WG)でのこれまでの素案づくりの骨子が
できかかったところといたしますか、できつつあるということで、その内容につきまして、
御準備いただきましたペーパーについて各主査から簡単に御説明いただくことになってお
ります。

そういうことで2時半までに5つのWGのお話をお伺いするということでございますの
で、正確には1WG18分でございますけれども、5~6分で御説明いただきまして、あと

10分少々で議論していただくという時間配分ができればと思っております。

主査で早く退室される方、遅れられる方をお伺いしておりますので、ここにおられます方からということで順序がいろいろになりますけれども、それを御了承いただきたいと思っております。

まず、御出席の主査の中で清家さんがちょっと早めに退席されるということで、清家さんのWGからお願いしたいと思っております。事後チェックルール整備WGでございます。よろしくお願いたします。

○清家委員(事後チェックルール整備WG主査) 私どものWGは事後チェックルールを整備するという問題について少し包括的に検討することがミッションであります。まず最初に、取りまとめ案の骨子の最初ですけれども、こういう事後チェックを整備することの意義、目的をまずきちんと書き込む必要があるかと思っております。

私どもは大きく2つの点でこの事後チェックを整備する意義、目的があると考えております。

1つは、特に先般来、私どもが進めております事前規制緩和のかなりの部分はいわゆる社会的な規制にかかわるところが多いわけですが、こういう社会的規制は一般的には消費者あるいは労働者がこうむるかもしれない何らかの将来のリスクに対して事前に、そういうリスクが生じないように対処しようという目的で事前規制が行われているものが多いわけですから、したがってそういう事前規制の緩和を進めてもらうためにもまず事前規制の存在根拠となっているリスクそのものがなくなるわけではありませぬので、そういうリスクを別の手段で軽減する、あるいはそれに対して事後的にしっかり対処する方策を示すことが不可欠であると考えられます。したがって、事後チェックを整備する意義、目的の第1点は事前規制緩和を促進するための前提条件として不可欠であるということです。

2つ目は、そういう形で事前規制が緩和されることのメリットは消費者ないしは労働者がより広範な選択を行うことができるようになるということですが、そういう選択は特に商品やサービス、あるいは労働条件等についてのきちんとした情報があって初めて可能になるわけです。後でも申しますが、今回私どもが事後チェックの特に重要な柱と考えております情報公開自身が実はそういう事前規制の緩和による消費者の選択、あるいは労働者の選択の拡大をより有意義なものにするために、また不可欠である。つまり事後チェックルールが規制緩和による消費者利益、これには労働者の利益も含めていいかと思っておりますが、その向上をより確かなものにするということでもあります。

これがまず大きな一般論的な押さえであります。もちろん事後チェックルールはさま

ざまな分野にあるわけで、あるいはあり得るわけで、しかもその方法もさまざまあり得るわけです。また、既に存在している諸制度等もありますし、これから新たに考えなければいけない制度等もあるわけですけれども、当面、当WGではそういう中で情報の公開、さらにそれと関連する第三者評価、苦情・紛争処理の問題を重点検討課題として取り上げようと考えております。

以下順次、その3つの内容について少しお話しいたします。

1つは、情報の公開ですが、これは今言いましたように、事後規制、事後チェックとしても重要であると同時に、事前の規制緩和の利益を最大限ならしめるためにも重要なわけです。それぞれの分野を通じて情報公開はできるだけ積極的に推進すべきであると考えております。特に情報公開という形の事後チェックの在り方が、事後チェックの方法はいろいろあるわけですが、特にコストパフォーマンスを考えた場合、コストに比べてより大きな効果を期待し得るといことがあります。そのときのポイントは、消費者ないしは労働者あるいは国民一般が知りたいときに知りたい情報をできるだけ簡便に入手できるということです。

具体的な検討内容は、1つは公開情報の内容。それはサービスや手続に関する情報もありますし、サービスの提供主体が現在どういう財務状況にあるかというような情報。もう1つは、後で申し上げます第三者評価等も絡みますが、そういうサービスの内容ないしはサービスの提供主体に関する第三者評価があるわけです。そういう評価情報をさらに評価し得るような情報が含まれるかと思えます。

公開の主体はサービスの提供主体自らが行うことが基本であると思えますが、それと同時に行政機関や苦情処理機関等が行うこともあり得ると思えます。なお、公的機関が行う情報公開の中には、いわゆるサンクションといいますか、要するに悪質な業者の名前を公開するという意味での情報公開もあるかと思えます。

公開の方法案はいろいろあるわけですが、特に我々が重視したいのは、先ほど言いましたように国民各位が比較的容易にその情報にアクセスできるということで、そういう意味でホームページの活用等も積極的に図るべきではないかと考えております。

制約要因としては、特に公開に当たっての第三者情報の取り扱い、企業秘密などをどうするか。それから、自己に不利益な情報を公開してもらわなければいけない場合もあるわけですが、そのときにどのような方法があるか。

それとここには書いてございませんが、より大きな問題で言えば、情報公開には低コストとは言ってもコストがかかるわけですから、そのコストが誰が、あるいはどのような形

で負担するかという問題があるわけでございます。

2つ目は、第三者評価の問題であります。今申しました情報公開の一部でございますが、特に消費者あるいは利用者自らがサービス等についての的確な評価や判断を行うものが難しい分野については、専門家の評価によって選択肢を実質的に提供する必要があるということでございます。また、同じ専門家による評価によってサービス提供事業者が自らの機能を改善するためのよすがにもなるということでございます。

これについても評価・分析の客体、あるいは対象事項。それから評価の主体、評価情報の取り扱い、評価の形態等について、資料に書かれているような問題点を議論しております。また、例えば医療機能評価機構というようにこういうサービスを提供し始めているところからのヒアリング等も重ねているところあります。

3つ目が、苦情あるいは紛争処理の仕組みです。最近、ADRと言われるようなものが取り沙汰されているわけですが、司法手続に比べてできるだけ簡易、迅速で廉価な紛争処理あるいは救済手段がもっと普及すべきであるというのがそのポイントでございます。既にこういうものを行う制度としては労働委員会を初めとして、実は非常にたくさんの制度があるわけですが、そういうもののコストパフォーマンスもある程度検討する必要があるだろうと思います。

既に我々、国民生活センターという比較的成本パフォーマンスがいいと考えられているような団体から、なぜそういうところの機能が少なくともこれまでは目的を達していることができるのかということについてのヒアリングを行っております。そのポイントは、苦情処理・紛争処理機関がこれからどのように拡充・活性化されるべきかということですが、その中には先ほど言いましたように、現在の仕組みの見直しも含まれるかと思っております。それから、どのような形で問題が処理されるか、あるいはその情報の提供の在り方についてもここでは検討の課題にしております。

そこで、もう一度最初の問題意識の部分に戻りますが、この問題を整理するときの1つの視点として、実は事前規制と事後規制の強弱の組み合わせで、事前も事後も強い、あるいは事前は強いが、事後は弱いという形で「2×2」の4つのタイプがありますが、従来、我々が特に問題としていたのは、事前規制はかなり事細かに強い割には事後的な規制が余りされていない。逆に言うと、我々がやらなければいけないのは事前規制が余りにも強く参入の障壁、あるいは消費者の選択を阻害しているような分野について少し事業規制ないしは監視・チェック機能を強化することで事前規制を弱くしようということですが、そういうことが4つの分野の中でどのように整理されるかということ。特に事前・事後とも

緩和できるものについてはそれを推進していくことが重要ですから、現在ある規制をこういう類型化を使ってある程度タイプ分けして、我々がどこを重点的に取り組むべきかというものの1つの指標をつくることもできるのではないかと考えております。

もちろん、例えば人の命に直接かかわる食品についての規制、あるいは労働安全衛生についての規制等については事前規制においても、また事後的な規制においても、場合によってはもっと強化する必要があるという部分もあるかと思えます。

その他の項目ですけれども、今までのところが特にこれまで我々が作業を重点的に行ってきた分野でございますが、まだ取り入れ得るその他の分野として、既存の制度のより厳格な適用、積極的な活用がどの程度あり得るかということ。あるいは国の規制とは別途の国民規制や地方規制への対象の考え方とか、もう1つ残されている大きな課題として、基準認証あるいは資格制度の横断的な見直しの部分が残っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等をお願いします。

○八田委員 いろいろなことに共通するテーマとして書かれていると思うのですが、例えば具体的に大学についての情報公開を考えた場合、その大学の卒業生がどういうところに就職しているか、どういう大学院に進学しているか、教育のレベルとして平均的なクラスの人数がどのくらいであるかという基本的な情報があると思いますが、それを認可の条件として情報公開させるという場合に、それが正しいものかどうかをチェックする機関が必ず要すると思うんです。それは例えば保育所がどういう先生を持っているかということの情報公開させるときもチェックする機関があって、それに関するモデル的なチェック機構のようなものが提示されていると、広い範囲に適用できるのではないかと思います。

もう1つは苦情処理で、大学の授業に関していい授業をしているかどうかは学生が一番知っているわけですから、学生が先生を評価するという情報が、先生にはかわいそうだけれども外に出なければまずい。そのときに本当にその学生が評価したものなのか、いいものだけを選んでいないかということもチェックしなければ、大学が発信する情報というのはほとんど無意味になってしまう。これは保育所も同じで、保育所もお母さんたちの苦情やほめ言葉が正直な形で伝わらなければまずい。

基本的に苦情とか評価は大学を通じてはまずいわけで、客観的な機関を通じて、しかもそう言っている人がそのサービスを本当に受けた人であることがわからなければいけない。そういう共通の枠組みが要るように思うんですが、その辺についてはどうですか。

○清家委員 それはとても大切なポイントで、我々もその点は特に重要なポイントと考えております。今、八田先生が言われたようなことを担保する1つの方法は、自らの情報公開によるのではなくて、外部の評価会社であってもいいし評価機関であってもいいのですが、それがオンサイトレビューにあってさまざまチェックする。授業を聞いたり、学生の評価を聞いたりする。あるいは、それは非常にコストがかかるとしたら、もう少し緩やかな第三者評価機関の情報を使って、大学が自ら発信している情報がそんなに間違っていないかどうかをチェックする方法があり得ると思うんですね。

既に私どももアメリカ等の大学評価システムに携わっておられる方々からヒアリング等をしておりますが、多分1つ考えられるのは、大学等に対する第三者評価の仕組みを整備していく中で、同時に大学自体からも情報をもっと出してもらい、両者をつき合わせることで、第三者評価の言っている方がどちらかといえば客観性があるわけで、それと余りにも違うような大学の方から出てくる情報はその辺でチェックできるということがあると思います。

ただ、その際に1つ問題なのは、特に大学の研究レベルの評価というような問題についてはいわゆるピアレビューという同じ専門家同士の、学会の論文のレフリーなどもそれをやらなければいけないのですが、そのようなものが日本の社会でこれからどのように公正に担保されるかどうかということで、そのコスト負担を誰がするか。多くの大学がそれを受けようになれば、そういう評価を受けない大学は学生を集められなくなってしまいますから、大学自らがそういう費用を負担するインセンティブは出てくるとは思いますが、そこにいくまでどのような形でその費用が負担されるべきかということがあると思います。

段階評価の中でもう1つ、ヒアリングのときに議論になったのは、一般的に授業や研究の水準を定めて、それについて評価したり情報公開してもらうのか、それとも各大学にはいろいろなミッションがあるので、自分のところは研究はやらないで教育だけ一生懸命やる、あるいは特に社会人教育を一生懸命やりたいというようなミッションを各大学にきちんと掲げてもらって、そのミッションに照らして現状がどうかということを評価するやり方もあるのではないかとということも指摘されております。

八田先生が言われた問題は、大学だけではなくて、自ら事業者が出している情報がどのくらい正しいのか、あるいはもう少し言うと、ライバル企業がネガティブ情報を出す可能性もあるわけですからそれをどのように担保するかということで、その1つは、第三者評価の情報が正しいかどうかはまた何らかの形でチェックしなければならないのですが、第三者評価等の情報を使うことによってチェックすることができるのではないかと考えてい

ます。その辺はぜひ書き込んでいきたいと思っています。

○宮内議長 よろしいでしょうか。

それでは次に移らせていただきます。次は鈴木主査からお願いいたします。官製市場見直しWGでございます、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員(官製市場見直しWG主査) お手元の骨子案に基づいて説明させていただきます。

改革の目的は言うまでもないことですが、1つは多様な主体が各分野に参入すること、競争が平等に行われること、公共部門が必ずしも公共サービスの提供者である必要はないということから民営化等の手法を取り入れていこうというのが改革の目的でございます。

まず、第1番目の市場参入制約的な分野の見直しですが、これは運営形態の拡大。端的に言えば株式会社の参入をポイントとして取り上げているわけですが、これについては株式会社形態を持つメリットに着目して、それが現在参入制限がされており、しかし相当な市場規模があり経済活性化に資すると考えられるような医療、福祉、教育、農業分野について門戸開放を図ろうと考えているわけであります。

先回もヒアリングを行いました、株式会社は何たるかということをお聞きの方が多い、儲け主義のみの議論がどこからも出てくるわけですが、儲けようと思って儲けられたらそんな楽な話はないのでありまして、社会貢献するがゆえに結果として儲けるということをもう少し理解してもらおうと思っております。

①の医療分野につきましては、医療法7条5項で、営利を目的として病院等を設立する場合は許可しないことができるということが書いてある。これが唯一の規定なのですが、許可を与えないことができるということは、逆に言うと許可を与えることができるということであって、今まで医療法は頭から株式会社の参入をディレクトしていたという考えのようですが、そうではなくて法の建前、文章からは、営利を目的とする、つまり株式会社組織があり得ることを前提としてつくられていると言わざるを得ないわけですが、これは昭和25年の事務次官通達で株式会社は排除すべし、既存の株式会社形態でやっている70以上のものについてもなるべく医療法人に衣替えするよというところが出ておりますが、これが唯一の根拠になっているだけのことから、この事務次官通達を廃止すれば目的は達するわけです。しかし医療法7条5項の規定は今までいわゆる営利法人、つまり株式会社の参入をとどめてきたという経緯にかんがみ、この条項を廃止することを目指したいと思っております。

福祉分野につきましては、老人福祉法 15 条で特養についての株式会社の参入が禁止されておりますが、この参入を認めるということです。さらにケアハウス等への株式会社の参入は認められておりますけれども、しかし条件がきつい。その前に 1 億円以上の利益を出さなければいけないとかいろいろついておりまして、この辺の条件緩和を考えております。

教育については、株式会社問題が教育に対して提示されたのは今回初めてであるので、文部科学省においてもある戸惑いがあるわけでございますけれども、全体を通じて我々は株式会社にしろと言っているわけではない。株式会社形態で運営したい者に対してその道を閉ざす必要がどこにあるのか、これが基本スタンスですから、そういう形で同じように取り扱っていきたいと考えております。

農業分野につきましては、株式会社化は一部認めておりますけれども、何のための株式会社かということはさっぱりわからないので、コウサクシャ要件や取引先の株式会社が 10% 以上は株式を持ってはいけないとか、株式会社という名前をかぶただけではないかという改革が先回行われているわけですがけれども、これも大農家と今までの農業が次第に担い手を失っているという現実を無視した議論であるので、この際、全面的に株式会社の参入によらないと、むしろ農業分野における担い手不足、大農家による効率的な経営によって立ち行かなくなるのではないかという認識からアプローチしたいと考えております。

全体を通じて言えますのは、それぞれが一部認めているものもあり、全く寝耳に水という話もあり、その他ばらばらなところがありますので、その辺を通じて参入者をどのように幅広く認めていくか、それがどういうメリットがあるのかということをも十分に理解してもらおう形での答申を考えております。

次の既存主体については、医療法人について債券発行等を認めるということを考えております。

1 ページめくっていただいて 2 ページ目ですが、官民の役割分担の再構築であります。まず、物の考え方として行政関与の在り方につきましては、平成 8 年の行政改革委員会において行政が関与していい悪いの判断基準を示しております。これなども参照いたしまして、判断基準の見直しをしていきたいと思っております。

大切なことは、平成 8 年の行政改革委員会の意見は基本原則を 3 つほど掲げておりますが、その中で言っているのは民間でできるものは民間にゆだねていくという考え方を示しております。私どもは現在においては逆に民間でできるものには官が立ち入らないという考え方に方向を転換すべきではないかというスタンスから、行政関与の在り方についての

指針を示していきたいと考えております。

さて、そこで行政関与の必要性があると認められた場合であっても、すべての役割を公共が担う必要はないのでありまして、それをどのように民間に分担していくのかということが基本的なテーマになってくるわけです。いろいろなものを民間に移管する形として、1つは民営化、もう1つは公設民営型という形もあり、業務運営委託も考えられるわけです。この業務運営委託につきましては、包括的な委託をする。つまりポリシーの立案から、そして現実の実務の実行まで包括的に委託するものもあれば、ポリシー自体は公に留保したまま、一部の業務を委託するというものも考えられるわけでありまして、こういう幾つかの民間移管への仕組み自体を整理して、ボックスをきちんと用意していくということをつくって、そのボックスに何を入れるのかというアプローチをしていきたいと考えております。

それに関連して官の効率化の問題につきましては、いわゆる民営化やPFI、PPPといわれるものなど多岐にわたりますが、民間への移管の仕組みの中に民営化、公設民営型、業務運営委託型、そういうボックスを用意したものの中に個々の行政サービスや事業のどういうものが入っていくのかという仕分けをして、その中で制度設計をどうするかということを考えていきたいと思っております。

この関係で一番支障になりますのは、地方自治法の244条が書いておりますが、公の施設の管理の担い手は官でなければいけないという規定があるわけです。これはそのまま厳格に適用されると、公設民営型や業務運営委託型は地方公共団体がやる場合にはできないことになるわけですから、この規定自体の見直しは当然避けて通れない問題であるということになるわけでありまして。

地方自治法244条は住民の施設利用が公平・平等に確保されることを目標としたものでありましようけれども、そのようなことは自治体と公共サービス提供者、民間との契約によって担保することによって十分可能であって、公が持っているものを公が管理しないと施設利用者の平等性に欠けるとするのは現代には当てはまらない議論であると考えております。

要するに考え方の基本は、官にある仕事を官に残るものであると見ても、しかしそれに対して例えば公設民営、業務運営委託。それも包括的、個別的というボックスを用意して、それに対して適合するであろう業務あるいは事業、サービスを例示することを基本としておりますが、それだけではということで先般、経済財政諮問会議においても上下水道、公営ガス事業について民間移管ということが例示されておりますので、この問題はスペシフ

ックに取り上げて、上下水道公営ガス事業法の現在の仕組みが、水道については一部技術的な運営を民間に委託することが行われているようですが、さらにこれをもう少し上流に持っていき、いわゆる管理の分野にまで委託することができないか。上水道はそうなっているときに、似たような運営管理形態を持っている下水道については現在、法によって民間開放は禁止されているわけですが、上水道とあわせて下水道についても同じような考え方で緩和することはできないのかということについて検討してみたいと思っております。

公営ガスについてもしかりでありまして、この3つについては幾つかの事務事業を数えてみても候補として100ぐらいあるのですが、そのすべてについてヒアリングした上で、あなたは民営化しなさい、業務運営委託しなさいということをするのは時間的にも到底間に合いませんから、せめて上下水道、公営ガス事業についてはできれば今回で決着をつけて結論を得たいと考えております。

P F I の推進に当たりましては、改正法で言いますいわゆる競争入札方式を完全に適用するというといささか支障があるという問題が指摘されて、提案型のものでありますから、これを単純にいわゆる競争入札だけで決定する事柄に対してはそれでは目的を達しないという議論がございます。とは言うけれども、しかし公平なといいますか、開かれたフェアな競争でなければならないということもまた当然の要求ですから、それをどのように絞り込んでいくのかというので、ここで多段階と言っているのはそういう意味ですけれども、要するにアプリカントを絞り込んで最終的にある使途に決めていく。それがいわゆる競争の公平性という問題を担保するとともに、内容の充実にも目配りをした仕組みを考えないと、P F I 自体がただ安ければという形になっていくという問題があるのでということが考えられますので、その点も少し検討してみたいと思います。

同一市場における競争条件の均一化は、こうしてやってみましたときにも、民間ができることには官は立ち入らないを原則といたしましても、まだ官がやらなければいけないというものが幾つか残っているのは当然のことでありまして、それはそれとして、その場合に競争条件を官と民とでできるだけそろえてやらないといけないという問題があるわけですから、それぞれの分野において官と民との競争が同一に存続する場合において、競争条件を均等化するという手段について考えていきたいと思っております。

その関係で、例えば先回も申し上げましたが、憲法 89 条後段のいわゆる博愛、教育、福祉という規定との関係でございますけれども、今までの我々の研究によりますと、これはいわゆるヨーロッパ流のカソリックを中心とした宗教がそれらの行為をしている。つまり、博愛、教育、慈善をやっていた、その名残をとどめた問題であるということであって、

それが公の費用や施設を制限することに対して果たして日本の現状の中でどうしても必要な規定かということについては疑問がございます。また現実に判例等においては、ある行政のワンタッチがあればそれで容認しておりますし、実際のプラクティスにおいても行政のワンタッチ、例えばそういう法人を認可することによってそれが行われている。例えば私立学校はそういうことなのですが、そういうシステムであればよろしい。つまり柔らかな形でのワンタッチということになっておりますから、憲法問題はそう大きな問題ではないと思っております。

さらにその他の不均衡の是正としては、公のものであると施設は税金でつくって運営運営費と税金と幾ばくかの収入によるわけですけれども、主に税金が対象となっている。同じことを官にかわって民間がやるという場合に、一体どこまでそういう補助がなされるのかという問題を解決しませんと、官民の競争条件が平等になりませんので、そういう問題に対しても詰めていきたいと考えております。

最後にバウチャーでございますが、特に福祉、教育分野などにおいては利用者保護をバウチャー制度によって本当に必要な与える側の効率化あるいは競争等を健全に促進することができるのかということを中心として、その導入はできるものについては導入する方向で最終的な提言をまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは御質問を、奥谷さん、どうぞ。

○奥谷委員 3ページの農業分野ですが、農業生産法人の要件緩和ももちろんですし、農地の転用・転売もかなり厳しい問題だと思います。それにつけて、こういうトータルなことに関して農協が一番大きな阻害要因になると思うのですが、それに対してここではあえて避けてかわらなかつたのでしょうか。そういう討議はなされなかつたのでしょうか。

それからもう1つ、4ページですが、PFIやPPPを推進させるための制度設計が必要と書いてありますのは、推進することは大変いいことだと思うのですが、失敗したときの清算方法はどうか考えられているのでしょうか。

○鈴木委員 農協の問題は委員から御指摘があつたものですが、今回の問題はいわゆる官民の、純粋な官がやっている仕事を民間に移していくという議論をしているわけでありまして、委員は農協は官以上に官ではないかとおっしゃるけれども、一応エセ官ではあるかもしれませんが民であることは間違いないわけですね。ですから、農協の議論をこの中に入れて、農協をにわか仕立ての官にしてあげるといふとかえってその弊害もあるのではな

いかというのが配慮の1つ。

それと、農協問題は昔から議論はされてなかなか手が見つからない話なのですが、これは基本的には競争政策の問題なんですね。そういう問題の認識から官民の役割分担というときに、農協に何か役割を持ってくれという以上に農協は既に持っているわけですから、このテーマに対しては直接的にはなじんでこないという判断から、せつかく委員からの御提案でございますけれども、今回はスキップさせていただきたいと思っております。

それからPFIの失敗のときの責任の問題ですか。

○奥谷委員 はい。

○鈴木委員 それは新たな視点でございますから、それについての問題は考えてみたいと思います。

○奥谷委員 こういう民活という形で公とやっても、結果失敗したときにどこへ責任を持っていくのかというのがいつも空中分解になってしまって結局、国民の税金で負担する結果になってしまう、そののところを押さえておかないと、幾らこういうことを新しく作り出しても、またマイナスの要件が出てしまうことになりかねないと思います。

○鈴木委員 おっしゃることはよくわかります。PFIにもいわゆるビルド・オペレート・トランスファーという本来のPFI的なものとビルド・トランスファー・オペレートという、要するにこれは憲法なり地方自治法なりをかいくぐるための手法のようですが、すぐにカネをつけなければというのでトランスファーする、そしてオペレートさせるといういろいろな形があるわけですが、本来的に言うとビルド・オペレート・トランスファー。私はまだよくわからないのですが、なぜビルド・オペレートしたら最後にトランスファーせねばいけないのか。道路をつくるのは、本来は官の仕事であって、官はそれを民間にやらせることをコンセッションしたのだから、コンセッションの代償として一定期間がたったら官に戻せというのは理屈のようだけれども、その理屈は余りわからないという感じがしているわけです。そういうこともあります、ビルド・オペレート・トランスファーの失敗はビルド・オペレートした側の民間の責任の問題になってくるわけですが、ビルド・トランスファー・オペレートをして失敗したものは公共事業の失敗と同じことですから、PFIでそういうものを言うのかどうかの議論もありますけれども、今御指摘いただいた責任の問題は1つの重要なポイントでありますから、今後考えてみたいと思います。

つまり、安易な公共工事の抜け道としてPFIがもてはやされてやっていく、そして無駄を使って損をさせて、何にも意味はないということでは何の目的にもかきませんから、

委員がおっしゃるような視点は考えさせていただきたいと思っております。

○宮内議長 森委員、どうぞ。

○森委員 今のPFIの問題ですが、失敗して損をするのは民間でありまして、つくったものお国のものとしてそこに残ると思っています。公がやったものとして残るわけで、何も心配することはない。つまり、民間が失敗して破産すると再生法に載せて誰かが買って引き受けるだけのことではないか。もしそれほど心配なら、かわりの代行制度等をつくって保険をかけておくような制度があるのかなと思いますけれども、政府にかわって何をつくって目論見どおりいかないということについて政府側がさほど心配する必要はないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○鈴木委員 しかし失敗したものをつくって、ビルド・オペレート・トランスファーの概念のトランスファーは別として、その中で失敗したからそれをやった民間の責任ですから、その民間会社が損をするということで済みますが、ビルド・トランスファー・オペレートということになると国がお金を払ってしまうわけですから、払ってしまった後オペレートしたけれども、要するに大したことはない、何も出てこないということになると、不良資産をつくったことと同じになるので、しかもその民間は損はしていないわけですね。ビルド・トランスファーでお金をもらっているわけですから、それはいかななものかという感じが私はするのですが。

○森委員 要するに引き受けなければいいことで、いいものができて引き受けたのならば、そこで一度終わっているわけですから、後はオペレーションがうまくいかないならかわりのものにかえればいいというだけで、それほど難しい問題ではないのではないのでしょうか。

○鈴木委員 要するにつくったらすぐにトランスファーしてくれるというのは民間にとっては一時立替えなんですね。すぐにお金はもらえる、いい公共工事のようなものだ、だからそれに食いつこう、しかし失敗するに決まっているのは最初から知っていたというのは放っておいてよろしいと言える話では必ずしもないですから、むしろそういうことは普通の土建入札と同じで、オペレート請負をした。そして補助金をもらったけれども誰も来やしないからやめた……。

○宮内議長 その点は今後お調べいただくということでよろしゅうございましょうか。

○鈴木委員 はい。

○宮内議長 あと特にございませでしたら、次に移らせていただきます。

次は新規事業創出WG、神田主査からお願いいたします。

○神田委員(新規事業創出WG主査) お手元の資料1の一番最初になりますが、1ページ

をおあげいただければと思います。新規事業創出WGにつきましては、これまで新規事業という観点からどのようにアプローチしたらいいかというやや理屈の面を含めて、参加していただきました委員の皆様方の御協力を得ながら進めてまいりました。現在、担当省庁との話し合いというか折衝に入っております。その紙に沿ってお話しさせていただきます。

まず、基本的な物の考え方ですが、新規事業の創出・運営創出を支援するためのインフラ整備という観点から規制改革をするということで、いわゆるヒト・モノ・カネの3つの面について規制改革をするというアプローチであります。

この場合の新規事業という切り口をどう整理したらいいかというのは理屈だけの問題かもしれませんが、実際問題、個別の規制改革項目になりますと無数に出てまいりまして、経済関係、金融関係、人材関係、教育関係とかなり多くの項目が挙がってきております。それらを整理することも必要ですし、この時点である種の切り口を持って整理することが必要になるかと思っております。そこで新規事業の特徴を考えてみますと、言うまでもないことですが、歴史が浅い、規模が小さいことがあろうかと思っております。また、既に存在している「旧」と言うと怒られますが、大企業が再編によって作り出された場合も新規事業と呼べる場合があると思っております。もっとも例えば不良資産を処理するためにだけ別会社をつくったというものはそれ自体、新規事業と呼ぶにはふさわしくないので、このWGの作業との関係では既存大企業の再編によって作り出された場合であって、そこに新しいビジネスモデルが見出せる場合を新規事業と頭の中で整理して、そういう意味での新規事業の定義を差し当たり置いて進めております。

そこで問題意識と議論の方向性ですが、まず、①②③の新規事業であるがゆえに現在存在している規制上不利な扱いを受けている分野がある場合には、少なくともそういう規制は撤廃を目指すということが言えようかと思っております。そしてまた、これらの新規事業の創出・運営を支援するような規制改革を行うということでもあります。

Ⅲ以下の検討項目(例)として多数挙がっておりまして、しかも次のページにいきますと「検討中」と書いてあるものがありますけれども、基本的にはすべてまだ検討中でございます。検討中と書いてありますのは、WGとしてもまだ頭の整理が十分にできていない、あるいはヒアリング等が全く行われていない等のことで、そういう意味では特に検討中ということですので。実は項目はまだほかにも多数ありまして、これでも多過ぎるのではないかという感じもしないわけではありませんが、少なければいいというものでも決してありませんので、そういうことと言えば新規事業創出という観点からやれるべきものはきちんとやりたいと現時点では考えております。

以下、項目を若干御紹介させていただきます。

まず1はお金についてで、資金供給に関する規制改革であります。直接金融と間接金融に分けて書いてありますが、(1)の①が証券取引法上のディスクロージャー制度の見直しです。一般にディスクロージャー制度を見直すというと規制改革に反するようではありますが、ここの頭の整理はディスクロージャーというのは一般投資家向けには法律がある程度のディスクロージャーを強制していくという考え方でありまして、相手方がプロの投資家の場合には法律がディスクロージャーを強制する必要はないわけです。したがって、現在存在している私募ルールがありまして、抽象的に言えば相手がプロであれば開示はしなくていいということなのですが、この私募ルールをさらに見直すことによってより効率的に新規事業の資金調達が行えるようにしたいというのがここでの問題意識であります。②の有限責任投資事業組合制度は、数年前にできた特別の法律に基づいてつくられるベンチャーキャピタルです。この現状は、かなり利用されているという見方もあるかもしれませんが、まだ利用が少ないという感じもしておりまして、これを一層利用することによってベンチャー企業に対する資金供給のインフラを一層整備したいということでもあります。

(2)の間接金融分野はいろいろありまして、①の個人保証の見直しは何度も言われていることですが、差し当たり規制改革ということで申しますと、要するにリスクをとる、失敗した場合は非常に厳しい状況にあるとどうしてもリスクはとれないということですので、チャレンジすることのインフラ整備という意味で失敗した場合の手当ということですが、差し当たり差押禁止財産の範囲拡大等を目指したいと思っております。②のコミットメントラインは日本語で「融資枠契約」と言っておりますが、銀行等はある程度枠をあらかじめ設定しておいて、必要に応じて借り手の方が一方的にと言うのでしょうか、幾らと言えどそれだけの融資をするものであります。これは借り手を害するというので現在の特別法では対象企業がいわゆる大会社に原則限定されております。しかしコミットメントラインというのは言うまでもなく中小の会社、特に新規事業にとっても非常に有益ですので、その対象となる企業の範囲を拡大すべきではないかと考えております。

③の動産・債権担保法制の創設はかなり大きな話ですが、大きな流れとして2つの要因があります。従来の銀行融資は伝統的には不動産を担保にとってきました。しかしそれが今日に至る不良債権問題を生ぜしめたということで現在、その反省が一方ではあります。他方、売掛債権等について申しますと日本は非常に特殊で、諸外国と違って物を買った人は売掛債権という形で債務を負うのではなく、約束手形というものを振り出して3カ月後に支払います。売った売り主は売掛債権を銀行に持ち込むのではなく、買い主が振

り出した約束手形を銀行に割り引いてもらう。これは手形割引と呼んでいますが、そういう形でファイナンスを受けるのが日本独自の慣行として発達しました。同じようなことは物を裏付けにしたもので言いますと、荷為替手形割引という分野があります。ただ、これも不動産担保金融とは別の理由で最近変化が起きておりまして、平たい話から申しますと、約束手形には印紙税がかかってコストがかかるというようなことを初めとして約束手形その他の手形離れが急速に進んでいます。そこでアメリカ等においては銀行はいきなり売掛債権群を担保としてファイナンスをつけることは普通に行われているわけです。そういう方向へいくかどうかは将来を見通したかなり大きな話ですけれども、法的インフラという観点から見た場合に、動産・債権担保法制はかなり不備と言うと少し語弊がありますけれども、十分とは言えない状況にあります。したがって、これはすぐ実現するという話ではないと思いますが、日本にとってかなり重要な話ではないかと思しますので、今回とにかく取り上げてみたいという気持ちでおります。

次が2で、物というか事業の仕組み・運営に関する部分です。

(1)がより簡易な起業制度の整備といたしまして、ここも整理はなかなか難しいところなのですが、(ア)として事業形態インフラの整備です。リスクをとるということは失敗した場合に無限責任を負うということではリスクをとることを躊躇しますので、結局この話は有限責任諸形態の連続的整備と書きましたが、有限責任で事業を起こすような器をきちんと用意して、それが小規模から大規模に至るまで連続的に整備しようという問題意識があります。

現在存在しております企業組合制度を改正してもう少し使い勝手のいいものにしたいというのが①です。それには、LLCというのはまだ日本には存在しておりませんが、有限会社、株式会社等を連続利用可能な形に整理・整備してはどうかという問題意識です。中には、いや有限責任形態は株式会社だけでいい、そのかわり最低資本金を撤廃して、あるいは取締役も1人でいいなど、株式会社の重装備のものを軽装備にしたらどうかという御意見や要望も現に存在します。ただしこれは現実問題として、これは私だけの意見かもしれませんが、株式会社は今申しました2つの点だけで重装備ではありませんで、あらゆる面で重装備であります。したがって、株式会社を軽装備にして器は1つでいくというのも1つのアプローチかもしれませんが、これはこれまでの日本の考え方とはかなりずれておりまして、むしろこれまでの日本の考え方に整合的なアプローチは、規模がだんだん大きくなっていくに従って重装備になっていく。そこが連続的に道が用意されており、また例えばLLCから有限会社、有限会社から株式会社への組織変更と呼んでいますけれど

も、そういうものがコストなく安価に行える形を目指すのが1つの方向観ではないかと思っています。

次のページに移っていただきまして、③が新事業創出促進法の改正。そうは申しまして、新規事業ということで特例措置を認めているのが新事業創出促進法であります。したがって、こういう法律を活用すれば、例えばそこでの最低資本金はぐんと下げるといようなことも考え得るのではないかと思います。別の例ですけれども、日本に存在している特別法の例として、いわゆるセキユリタイゼーション、資産の流動化を促進する法律があり、資産流動化法と言っています。この法律の中では株式会社の特例として最低資本金10万円まで下げておりまして、こういうものが参考になろうかと思います。

(イ)は事業の組成・設立の手続面を簡素化できないかという問題意識でありまして、同じく①として、新事業創出促進法を使って例えば定款認証手続は不要にするということが考えられるように思います。また、事業を起業するときにはいろいろな手続があります。これをワンストップサービス化できないかという問題意識もあります。

(ウ)は多少系統が違いますが、フランチャイズ事業は日本でも増大の傾向にあります。しかし、御存じのように現在、フランチャイズについてのルール、特に開示その他のルールは物の分野に限られていまして、サービス分野にルールはありません。したがって、フランチャイズ制度については横断的にルールを整備する必要があります。去年からやっておりますけれども、これも新規事業支援という観点からも必要なことだと考えられます。

次は(2)で迅速な企業再編あるいは組織再編を可能にするということで、これもいろいろな切り口がありまして、MBO等の御意見がWGの中では出ましたが、今回は証券取引法上の強制公開買付規制が重荷になっているのではないかと考えて現在、それに取り組み始めたところであります。これは証券取引法適用会社の株式の3分の1を超える部分を相対で取得する場合、例えばAという人はBという人から買うという場合に現在の証券取引法は、Aはすべての株主に対して強制的に公開買付をしなければならないというルールになっています。基本にある考え方を今の例で言いますと、すなわち3分の1を超える株式がBからAに移転する場合にその点についての情報をマーケットに開示すべきだという考え方は少しもおかしくないと思うのですが、それを実現する手段としてAは必ず公開買付をしなければいけないという現在のルールは幾ら何でも重過ぎるのではないかとと思われるわけで、これは当然のことですけれども、そういう取引にコストを高めているということになるわけです。したがって、ここの部分は考え方の部分と現在存在しているルールとのギャップを切り離して、少なくとも見直しが必要ではないかと思われるわけです。

(3)は政府調達制度。去年からやっておりますけれども、これも新規事業の事業機会の拡大という観点から今回取り上げられる部分を取り上げればと思っております。

次に3ですが、人材育成・供給等に関する面です。(1)の柔軟な雇用形態の確立等であります。4つあるうちの①が新しい切り口として考えられないかということで現在検討しているところです。すなわち新規事業、先ほど申しましたように歴史が浅い、規模が小さい、あるいは新しいビジネスモデルであるがゆえに、既に存在している事業に比べて不利な扱いを受けているような場合には、少なくともそういうものについては特例措置を設けるという切り口で問題を整理したいのですけれども、現時点ではまだ具体的なアイデアが詰め切れておらず、抽象的なことしか言うことができないので申し訳ありません。

②③④は、昨年既に重点6分野、そしてまた秋以降にも取り組んでいただいたものでありまして、裁量労働制度の改革ということで、特に企画業務型裁量労働制の対象を拡大すること。それから、労働者派遣制度については派遣期間の撤廃と派遣対象業務の拡大に引き続き取り組みたいと思います。そして最後に有期雇用制度ですけれども、これについては適用範囲の拡大、契約期間制限を緩和する等でありまして、去年以来取り組んでおりますけれども、新規事業にとってももちろん重要なことであると思いますので、この点はできるだけ取り上げたいと思っております。

(2)は産学連携の促進です。これも新規事業にとって重要なことだと思いますが、若干作業が出遅れておりまして、明日、担当省庁と最初のヒアリングをする予定でおりますので、全体について検討中と書かせていただきました。大学教員の勤務条件等の弾力化と校外教育を何らかの形で認定する制度をつくってはどうかということがアイデアとして出ておりまして、今後の担当省庁とのヒアリング、折衝等を経て、うまくいけば取り組みたいと思っております、いずれにしても何らかのことは言えるのではないかと考えております。

最後に(3)の人材の育成でございます。この点につきましては、WGの中では既に御意見を多数いただきました。①の小中学校の改革は多少抽象的な書き方ですけれども、私立の小学校が日本は余りに少な過ぎるという御指摘、小学校の設置基準が小学校をつくることに対して制約的に働いているのではないかと御指摘等を踏まえて担当省庁とのヒアリングも行いました。現在は少し抽象的な書き方になっておりますが、最後にどういう形で書くかはともかくといたしまして、いずれにしても人材の育成という観点から小中学校の改革は非常に重要なことであると思っております。同じようなことで②③、すなわちコミュニティスクールの支援、インターナショナルスクールの支援も大事かと思っております。こ

れらにつきましても去年、教育分野で取り上げていただいております、3カ年計画にも載っております。ただ、インターナショナルスクールの支援ということで言いますと、インターナショナルスクールの支援とは具体的に何なのか、3カ年計画にも平成14年度中措置と書いてあるのですが、その措置がどこまでなのか、例えばインターナショナルスクールを出た人が高校や大学を受験するときに、例えば大学で言いますと、大学検定という試験を受ける資格を取得できるのか、それともインターナショナルスクールを出ていればあとは大学を受験できるのかという問題がありまして、時間の関係でこれ以上は入れませんけれども、いずれにしてもこの点も今回取り上げたいと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御質問、ございますでしょうか。

○奥谷委員 2ページの人材育成・供給等に関する規制改革の部分で、解雇権は入れてはいないのでしょうか。

○神田委員 解雇権については問題が2つあると思います。1つは、解雇権の要件の明確化は去年入っていますので今年はそのまま行われると思うのですが、むしろ①で今考えていまして、まだ詰めていないのですけれども、新規事業について特例的な措置ができないであろうかという観点から詰めてみたいと思っております。もしうまく詰められない場合には、これは②から④と同じですけれども、解雇権の明確化について今回取り入れることも書き込みたいと思います。

○奥谷委員 はい。

○宮内議長 それでは、よろしゅうございましょうか。時間がずれてきておりますので、急いで御説明いただきたいと思いますが、次は八田主査からビジネス・生活インフラ整備WGにつきまして御説明をお願いいたします。

○八田委員 それではなるべく早く御説明したいと思っております。このビジネス・生活インフラ整備では、一見かなり違った3つの大きな項目を扱っております。1つは公益事業・ネットワーク事業に関して、第2は司法制度改革、第3が都市の高度利用です。まず、公益事業に関しては、基本的なスタンスとして電力、ガス、通信あるいは運輸は従来、多くの分野で少なくとも地域独占が認められて、そのかわりに料金が規制されるということだったのですが、これからはネットワークの部分、ボトルネックの部分、例えば電力ならば送電線、ガスならばパイプライン。そういうところは規制のまま残して、そのかわり使用料を払ってサービス供給をする会社が多数参入することを許す。そして、サービス供給をするところは公正にボトルネック設備あるいはエッセンシャルファシリティとも言われるも

のを使えるようにする、そういうことにしようではないかというのが基本的な考えです。

その場合に、例えば電力ならば電力会社は発電設備も持っているしエッセンシャルファシリティも持っていますから、エッセンシャルファシリティの提供に関してできるだけ中立性を担保することが必要になってまいります。その中立性を担保する仕組みは、電力だけではなくガス、通信とみな共通の要素がありますから、中立的な使い方を促すことが1つの眼目です。さらに、エッセンシャルファシリティ自体のインフラがないということもあります。今まで競争がなかったので地域間を結ぶようなエッセンシャルファシリティが余りないということがありますので、それを抑制しているような規制があればそれを直していくことももう1つの眼目です。

6ページの最後の(3)に競争監視の在り方がございますが、これは2つの目的がございます。1つは、エッセンシャルファシリティの使用条件について新規参入者は不公平に扱われているというさまざまな不満を持ち得る。それに対する紛争処理機関をつくる必要があるというのは多くのネットワーク産業で共通です。そして、通信に関してはそういう委員会が最近設置されました。それに類するようなものをほかの分野についてもつくっていくべきではないかという問題意識です。

もう1つは、先ほどエッセンシャルファシリティを使うことに関しては中立性が重要だと申しましたが、そのためにはサービス部門とエッセンシャルファシリティ部門の会計分離、情報遮断ということが必要で、そういうことがきちんと行われているかどうかを監視する中立的な規制監視委員会も必要だろう。これは紛争処理だけではなく、ある程度事前的にきちんと中立的な運用がなされているかどうかをいつも監視する機関も必要だと思います。そういうものがさまざまなネットワーク産業に共通の形で設計するとしたらどういうものをつくっていくべきかということ、さまざまなヒアリングをして意見を固めているところです。

次に司法改革に関してです。司法制度改革についてさまざまな切り口がありますが、当WGでは2つの点に重点を置いています。1つは、法曹人口のさらなる拡大です。2番目は弁護士法72条の見直しで、例えば親会社が子会社の法律事務を受託できるようにする。必ずしも弁護士でなくても会社でもいいということにしようということがございます。最初の法曹人口のさらなる拡大に関して言えば、これまで法曹人口を制限していた、つい近年までは年間500人、今でも1,000人で、これは質の担保のためと言われてきたのですが、実際問題として今の法曹の質を高めようとしたら、例えば1級建築士を持っている人が弁護士になる、あるいは医者が弁護士になる、知的所有権の問題に関しては技術者が弁護士

になるというような意味での専門知識を持った質の高い法曹人口が必要なので、それを目指すならば3,000人とは言わずその後も大きく広げていくべきだろう。それから、今つくろうとしている法科大学院を卒業しない人でも公平に司法試験を受験することができる制度をつくるべきだろう。法科大学院が本当に役に立つことを教えるならば、そういう人も進んでいくであろう。最近の文科省の大学審議会の大学設置に関する中間報告では、これからは大学全体の定員を変えない限り各学部の定員は自由に増やしたり減らしてもいいことにしようという案になっているのですが例外がございまして、医学部と獣医学部と歯学部については自由に定員を移動してはいけないことになっています。これが需給調整として大学の定員を使おうとしているわけですが、こういうことを法科大学院にはやるべきではないということがもう1つの柱でございまして、実際に教員大学を出て教員にならない人が多いですし、商船大学を出て商船に乗らない人は幾らでもいるわけですから、大学院の定員を制限する形で競争制限をするべきではないということです。

都市関係に関しては、例えば建築基準法と消防法がお互いにダブった規制をしている。そして片方がより厳しい規制をしているにもかかわらず、不要な規制がほかの法律で行われているということがある。こういうものを直していこう。航空関係に関する規制も都市の建物に関するさまざまな規制をしていますから、こういうことも今回初めて見直すことを目指しております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

何か御質問等ございますでしょうか。

それでは最後に規制改革特区WG、八代主査からお願いいたします。

○八代委員(規制改革特区WG主査) 規制改革特区WGでは今回までに6回のWGを行いまして、専ら今日お示しする特区法の考え方、法的論点と自治体等から具体的な規制改革特区のアイデアをヒアリングするという2つの作業を行っております。

最初の方の特区法の考え方について、大体こういう素案が考えられるのではないかとこのことでもあります。第1は基本理念ということで特区法の目的ですが、一定期間後の全国展開を前提として、特定地域に限定して実験的に規制改革を実施する。それは日本全体の経済活性化を目的とするわけで、具体的な特定地域の振興を考える従来のやり方とは基本的に違うということです。それから言うまでもないことではありますが、特区で実験しているのだからそれが終わるまではその規制改革は凍結ということではなく、規制改革は恒常的に促進されるべきものであり、それが全国的な規制改革の歩みをとどめるものであって

はいけないということをうたっております。2番目の「実現に向けて」では、民間の提案を最大限に活用して地方自治体が自発的に立案する。国が押しつけるのではなく、まず地方自治体が自発的に立案することが大事であります。それを最大限に尊重し支援することが国の役割ですので、あらかじめ国が選択したメニューだけに限定する手法はとらない。特区制度に関する検討対象は一定の基準を満たす範囲内で可能な限り幅広いものとする。それから、国による税の減免や補助金等は従来型の財政措置は用いないことを明確にしておくわけであります。そして個別的な規制の特例措置は地方公共団体の責任で実施する。この4つの柱を打ち出しています。

具体的な制度設計の方向は法的枠組みとしてここでかなり議論したのですが、まず考え方として、特区制度が対象とする規制は可能な限り幅広いものとする。これは当然なわけですが、そのためには具体的な対象となる規制をあらかじめ列挙しないことが望ましいわけですが、白紙委任という形では法制化が困難であることから、特例措置を講じることが可能な規制をあらかじめ法律上一定の基準を満たす範囲内で列挙しておく別表方式。この中から地方公共団体が選択・申請し、国が認定する通則法形式を基本とすることにしております。

次の11ページですが、特区制度にかかわる主な法的論点は、法の下での平等論議のようなものがあるのですが、基本的に特区として選定された区域の活性化が公益上必要という政策上の合意性があれば、ほかにもそういうことは例があるのではないかとということでもあります。それから特区制度の対象となる規制ということですが、不可逆性のものは困難ではないかという議論もありましたけれども、法的措置は大なり小なりそういうものが多いわけで、問題はそういう仕組みをつくることの合理性がポイントです。もう1つは、講じられた規制の特例措置について評価期間が大事であり、一定期間後の評価を行った上で具体的な障害がなければ当然に全国に展開する。同時に、仮に具体的な障害が生じた場合には決定の取り消し等の特例措置を停止する仕組みを常に用意しておくということでもあります。

特区制度における「地域」についての考え方ということで、これは先ほど申しましたように、あくまでも地域振興を目的とするものではありませんので、遅れているからということ根拠にならないわけで、むしろ進んでいるからといたしますか、その地域で実験を行う合理的な根拠がある地域をできるだけ対象地域として認定する。それは例えば一種の資源などいろいろな形での比較優位性です。具体的な地域の範囲は原則として市町村ですが、場合によってはその中の特定の病院のようなケースもあり得るわけですから、そういう意

味で原則としてということにしております。

それから、特区制度の対象となる規制の選定基準ですが、これは何でもいいというわけにはいかないわけで、一定の基準を示さなければいけない。次のページですが、そういう意味で一種のネガティブリストになるわけです。このネガティブリストを余り細かくすると対象範囲が狭くなってしまいますので、今考えているのは以下のように、例えば外交、防衛、国の主権を侵さないもの、条約に抵触しないもの。それと少し議論がありましたが、例えば刑法に関するものはとりあえず例外にしていけないのではないか。ただ、刑法になると例えば賭博罪のようなものがあるわけですが、特区のイメージを最初は重視するという意味から賭博罪も含めて刑法に関するものは一律に対象外にすることを打ち出す方がいいのではないかとということであります。4番目には、規制改革による直接的な影響の及ぶ範囲が特定区域内で完結せず、かつ所要の代償措置ができないもの、いわば外部効果といいますか、ほかの隣接地域に直接的な影響が及ぶものは一応除外するということであります。こういう特区制度の対象となる規制は固定的なものではなく、必要に応じて毎年追加することができるというローリングプランを明記しております。

あとは進め方についてその他の論点がありますが、この中で一番最後の民間の提案の活用に関する情報の徹底的な開示、地方公共団体が国に申請するまでの過程における透明性の確保を言っております。これはその地域で非常にいいアイデアがあっても、地方団体が遅れていてそれを握りつぶすというような可能性をできるだけ排除するために置いているわけです。

内閣における推進方法は、都市再生本部などの方式を活用いたしまして、特区の推進母体を内閣においても置けるということをしております。この推進母体では地方公共団体からの申請を受け付け、これを最大限に尊重する。それからオープンな形で広く要望を受け付ける。それと大事なことでありますが、推進母体に丸投げするのではなく、今後とも総合規制改革会議がその活動状況を注視しつつ、必要に応じ意見を述べるものとするということも書いております。

一番最後には特区の構想例でありまして、これは既に6カ所の地方自治体と経団連からヒアリングしておりまして、こういう形の成果をここに盛り込みたいと思っております。

最後に特区制度に関する申請主体ですが、当面の間、地方公共団体とするわけですが、将来的にはそれだけでなく民間企業あるいは個人も含め、いろいろな形の主体が申請できるような可能性について引き続き検討したいということであります。こういう法案をもう少しブラッシュアップしたものを中間答申の素案にしたいと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

何か御質問ございますでしょうか。

○熊代副大臣 1つだけ疑問なのですが、12ページの④、「規制改革による直接的な影響の及ぶ範囲が特区内で完結せず、かつ、所要の代償措置による対応が不可能なもの」を入れてしまうと何もできないのではないかという気もするのですが。例えば北海道で農業の株式会社をやっているならば、それは確かに全国に影響はあると思うんですね。それにもかかわらず極めておもしろいのではないかという気もするのですが、そのあたりの兼ね合いはいかがでございますでしょうか。

○八代委員 今おっしゃった点については、直接的な影響というところで例えば北海道で農業特区をしてそこで非常に生産性が上がって、それとの代替であってほかの地域の農業がすたれる。そういうものは我々は間接的影響、競争を通じた影響は間接的なものであって、ここで言う直接的な影響は例えばある地域で廃棄物規制を緩めたことによって汚染が隣の地方公共団体に及ぶようなことを考えておりますが、今御指摘いただいた点は非常に大事でありますので、それが明確になるような表現の仕方を考えたいと思います。

○熊代副大臣 わかりました、どうもありがとうございました。

○宮内議長 今のもう1つ前の刑法に関するものはどういうことをイメージされているのですか。

○八代委員 これは、新聞等を読みますと特区では何でもありではないかということから、例えば死刑を廃止するとかそういうことがあるのだったら特区に反対だという意見が考えられますので、もう1つは地方公共団体からヒアリングを受けたところ、ある意味で極めて常識的な要望が主たるものでありますから、特に刑法の規制改革をこの段階でやって、あえて無用な反論を受ける必要はないのではないかという一種の自己規制でありまして、これが志が低いと言われればそういう御批判はまた受けたいと思いますが、今のところは刑法の規制は抜くかわりに民法、取引法はすべて入れるなど、逆に言えば刑法以外は基本的に全部入るということをイメージしているわけです。

○奥谷委員 例えば賭博とか売春はどうなるのですか。

○八代委員 そういうものは第一段階ではすべて対象外にするということですね。先ほど言いましたように、公序良俗に反するものに対して無用な反発が起きないように1つの措置であると考えております。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、今日現在までの5つのWGの現状につきまして御説明いただきました。非常に短い期間ではございましたけれども、極めて重要なテーマが各WGから出されているという印象を受けております。これを具体化し実現していくことは非常に大変な作業であると思うわけですが、引き続きこれからがさらに重要かつ御尽力賜りたい部分でございます。よろしくお願い申し上げます。

それではWGの中間報告は以上といたしまして、続いて経団連からのヒアリングに移らせていただきたいと思います。

(日本経団連関係者入室)

○宮内議長 それではお待たせいたしました。御多用のところをおいでいただきましてありがとうございます。ただいまから日本経済団体連合会からのヒアリングをさせていただきます。今日は経団連の行政改革推進委員会の共同委員長・出井伸之様、同規制改革推進部会長・鈴木祥弘さん、経団連常務理事・立花宏さん、それに産業本部行革グループ長の川口晶さんの御出席をいただいております。何分よろしくお願い申し上げます。30分を予定しておりますので、できましたら20分程度で御説明いただきまして、残る時間に意見交換をさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○出井評議員会副議長 皆さんどうもありがとうございます。5月末に発足いたしました日本経団連で行政改革推進委員会の共同委員長を務めております出井でございます。本日は日本経団連が5月29日に取りまとめました経済活性化に向けた規制改革緊急要望について御説明にまいりました。石原大臣、熊代副大臣並びに宮内議長を初めとする総合規制改革会議の皆様には時間を割いていただきまして感謝申し上げます。

現在、総合規制改革会議では経済活性化に資する規制改革に集中的に取り組んでおられ、7月にも中間報告がまとめられる予定と伺っております。そこで、日本経団連といたしましても4月に主要会員企業に緊急アンケートを行いまして、お手元の資料「規制改革緊急要望」を取りまとめた次第でございます。個別の要望につきましては後ほど日本経団連の立花常務理事が御説明いたしますが、この要望72項目はビジネスの現場からの具体的な要望でございますので、7月に中間報告をまとめられます際にぜひ御勘案いただきたくお願い申し上げます。

総合規制改革会議は皆様の大変な御努力のもとに昨年は重点6分野に力を入れて取り組まれ、また今年は経済活性化という横断的なテーマを掲げるなど、個別の規制改革案のみならず日本経済社会のあるべき姿のアプローチに取り組まれておられます。経済社会制度そのものを変えていこうという大変難しい課題に踏み込まれておられると認識しております。

す。

5月に景気の底入れ宣言があったわけですが、その回復基盤は脆弱であり、いまだ楽観できる状態にはありません。経済を持続的な成長軌道に乗せるためにも構造改革は不可欠であることは今や国民の共通認識になっておりますが、なかなかスピードが加速されないのは政官財とも過去の成功体験にとらわれて、経験の延長線上での解決策を模索しているからではないかと危惧しております。経験則に頼るだけでなく、時としては日連続的な発想で一步を踏み出す勇気を持つことが産業界にも政府にも求められているのではないかと考えております。

ネットワーク化が世界の経済を速め、より複雑にしている環境では、ビジネスにおきましても政策においてもグローバルな視点とスピードの加速が不可欠な要素となっております。経済社会の仕組みを変えていこうという皆様の取り組みを経済団体としても全面的に御支援申し上げる所存でございますので、石原大臣、熊代副大臣、宮内議長並びに委員の皆様これまでの大変な御尽力に感謝申し上げますとともに、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。以上、御挨拶でございます。

○立花常務理事 それでは事務局の方から、お手元に用意させていただきました資料をもとにポイントを御紹介申し上げます。今日は2種類の資料を出せていただいております。資料2-1と2-2、分厚い方の資料2-2が、先ほど御紹介のあった規制改革要望の全体でございます。これは5月の連休直前にわずか2週間ばかりでございましたが、経団連の会長・副会長あるいは議長・副議長という主要な企業50数社を対象に実施したところ、非常に短期間ではございましたが、約150件の要望が出されてまいりました。その中には新規の要望もございますし、あるいはこれまでの要望の中で実現されなかった再要望という類のものももちろんございます。

企業のビジネスの現場ではこういう具体的な改革要望が日々発生しているわけですが、願わくばこういうビジネスマンのイノベーションのマインドを萎えさせないような早急な取り組みをぜひお願いさせていただき、こういうことで日本は変えられるのだというマインドと皆様と共有することが非常に大事ではないか。若干生意気な言い方ではございますけれども、そういう感じを持っております。

表紙をめくっていただきますと、その次に趣旨書きが書いてございますが、その後に目次がございます。そして要望項目一覧がございます。全体で72項目でございますが、ここでは大きく分けて3つのグループに整理させていただいております。なぜかといいますと、これは5月の半ばに総合規制改革会議の方で、今年の重点分野は経済活性化というこ

とで合計5つの分野に絞られたと聞いておりますので、できるだけそれに平仄を合わせた形で私どもとしても個々具体的な実のある要望を整理させていただいたものでございます。1つが、新しい事業等を起こすための円滑化を図るための規制改革ということで、情報関連、新エネルギー関連、リサイクル関連、人材関連、アウトソーシング・ビジネス等、会社設立、資金・人材確保関連、次は目次のページの(2)に公的関与の強い分野、いわゆる官製市場での事業活性化をするための規制改革ということで、公共調達関連、業務独占資格者関連、あるいは医療関連、行政委託型公益法人の改革の問題です。3つ目の柱が、ビジネス・生活インフラ等の活性化につながるような条件整備の問題ということで、物流効率化関連の規制改革、土地利用、あるいは資産の流動化、各種行政手続という中身になっております。

全体としましては、次のページ以降に規制の現状、あるいはなぜ我々がこういうことを要望するのかの背景と理由、そして根拠等を項目ごとに整理させていただいております。本日は時間の関係がございますので、もう1種類の資料2-1に即しまして、私どもから見ますと経済効果がかなり大きいと期待されるものについてポンチ絵的な資料を用意させていただきましたので、これに従ってポイントを御紹介させていただき、御参考に供したいと思っております。

資料2-1でございます。まず、1番目の柱が新しい事業の創出あるいはその円滑化を図るための規制改革ということで、情報関連ビジネスを筆頭に挙げさせていただいております。ページをめくっていただきますと、次のページにこういうものの規制の現状とどういことを改革してほしいのかということ、それによる経済効果を、できるだけ御参考になるようにということで私どもなりにまとめたものでございます。

まず、非接触型ICタグなどの無線自動認識システムの普及促進は目下国際的にもいわゆる国際標準をとる競争が進んでいるわけですが、そういう中で非常に急がれる課題でありまして、もう1ページめくっていただきますと、無線を利用したICタグを使うとどういイメージなのかということでイメージ図を掲げさせていただいております。工場の生産ラインから倉庫に入り、その後出荷して最終的なユーザーのところで納品する。こういう一連の物流、生産管理、配送等のシステムをICタグを利用して効率化していくということでニーズが高いものでございますが、問題はこういうシステムに利用される無線、周波数帯について、それを利用して無線をやる場合には免許が必要で、しかも使用場所もかなり限定されているということで、必要となる規制改革として免許不要の範囲をぜひ拡大していただけないだろうか。あるいは伝送方式を変えることによって構内使用に限定せず、

オープンスペースでの利用を認めていただきたい。その経済効果ということで製造業のコストダウンにもつながると認識しております。またさらには、その延長線上に視覚障害者などの歩行者支援システムなどに活用できる道もあるのではないかという感じでございます。

その次が4ページでございますが、燃料電池自動車の普及促進に向けた関連法令の見直し。これは小泉内閣のもとで、副大臣会議を活用され古屋副大臣のもとで各省の方々と連携してそういう改革の方向が出てきたということ、私どもも大変喜んでおります。そういうことで燃料電池自動車につきましては、各国しのぎを削って実証段階に向けて進んでいるものですから、その普及促進に向けて競争上にあるということで、願わくば天然ガス自動車並みに規制をそろえていただきたいということでございます。

次の5ページが電力貯蔵用のNAS電池の設置規制の問題でございます。これは、安全性が確認されたNAS電池について現行のもとでは建築基準法で設置できる用途が限定されておまして、現在は工業地域あるいは工業専用地域の設置について非常に限定されております。したがって、デパート、オフィスビルあるいは病院等々の施設が立地しております他の商業地域等々についてもこういうものがスムーズに設置できるようにしていただきたい。規制改革の経済効果ということで下の方に書いてございますが、かなり大きなものが期待できるのではないかと。現に東京都のケースも私どももヒアリングさせていただきまして、こういうことを書かせていただいております。

その次に6ページでございますが、これは派遣法における派遣対象業務の拡大、あるいは派遣期間の制限の見直し。これは昨年の重点6分野の1つとして総合規制改革会議でも重点的に取り上げていただきましたが、私どもから見ますと、工場の生産ラインで働く労働者の問題について非常にニーズが高うございます。そういうことでこれについてもできるだけ検討を早めていただきまして、なろうことならば規制改革の成果を早く活用できるようにさせていただきたいということでございます。

資金調達ということでは、発行届出制度を利用して有価証券を発行する場合にその都度、この届出が必要になるわけですが、その効果が発生するまでに最低限15日間の経過期間を要する。あるいは訂正した場合でも1日を経過しないとその効力が発生しないということで、これにつきましてはEDINETが既に普及して、ユーザーの方々もこういう情報が入手できるということで、発行届出の期間を現行の15日から7日に短縮していただきたいということでございます。

有期労働契約が8ページでございます。これにつきましては、原則1年を超える有期契

約はできないことになっているわけですが、新しいベンチャーを立ち上げる場合、契約社員ということで5年以内の契約社員が活用できれば、さらにベンチャー等の立ち上げにも非常に役立つということでございます。

P F I が 9 ページにございます。この部分は、公的市場の改革に関連した問題でございます。P F I の特徴である仕様発注から性能発注へということで、公共サービスを民間が提供できるようにということで、現在の入札では価格を中心とした1回きりの入札のやり方になっておりますので、こういう複雑な公共サービスを提供する場合、現行の契約のやり方にはなじまない面があるということで、現に地方自治体等を中心に50件余り、あるいは中央省庁レベルでも3件ばかり、このP F I の案件が出ておりますけれども、最大のネックは実は契約のやり方の問題でございます。これにつきましては、もちろんこういう御時世ですから、競争上の公平性、透明性、あるいはオープン性は大事でございますが、それを前提とした上で事業者を多段階で選抜する、あるいは発注者と契約交渉ができるというP F I の特性に合致した契約方式を、P F I に限定してでも結構ですから入れていただきたいということでございます。

10 ページが公共工事のコスト削減に向けた官需要法の見直しの問題でございます。これは政治と密接に関連する問題でなかなか容易ではない点もございますけれども、この点は国民の関心の強いテーマでもありますので、ぜひ改革の一環として取り上げていただけないだろうかということでございます。

必要となる規制改革という部分に書いてございますが、例えば契約目標額あるいは目標比率の引き上げ、あるいは契約の対象を契約の直接的な請負業者だけに限定せず、二次以下の納品業者あるいは請負業者も対象とすることでカバーできないかなと思っております。

その次が公共工事にかかわる競争入札の参加資格申請。これは電子政府の一環でございますが、中央省庁レベルでは国土交通省、一体化したところでは既に実現しているわけでありまして、また物品の方につきましても、去年の3月でしょうか、実現されているわけですが、公共工事についてはまだこれからの課題で残されておりますし、ましてや3,300の自治体それぞれの入札参加資格が別々になっておりますので、こういうものもぜひ電子化ということで合理化に取り組んでいただけると大変ありがたいと思っております。

公共工事に関連しては次の12ページに準備期間の確保ということで、現状では40日前、あるいは急を要する場合には10日前になっております。また、地方自治体が実施する場合には期間の定めのないものもございます。この点につきまして、契約の透明性、公開性の観点から、入札の準備に当たる期間を確保していただきたいということでございます。

13 ページは、3 番目のいわゆるビジネスインフラの整備のための環境整備でございます。効率的なサプライチェーンマネジメントの構築に向けた下請法の運用緩和という問題でございます。これは現状のところを書いてございますように、現行の下請代金の支払遅延防止法のもとでは、資本金が3億円超の事業者については3億円以下の下請事業者には部材等の製造委託等を行う際に、あらかじめ書面を交付することが求められているわけですが、製造の現場の方ではベンダー・マネジメント・インベントリーというコストダウンの新しいやり方も開始されてきておまして、こういう新しいやり方を電子的なネットワークを使って生産・在庫の情報を共有しながら、コストダウンに向けて取り組もうとする場合、この点がネックになるということで、実は下請事業者からもこれはぜひ見直しをしてもらいたいという要望が出されてきている状況でございます。

14 ページはリース債権等の小口化など流動化に関する規制緩和。債権の流動化の絡みで、リースあるいはクレジット、割賦債権等について現行では最低販売単位が5,000万円ということで、他の金融商品並みにもう少し小口化することによって流動化を促進できないだろうかということでございます。

最後が税務関連処理全般の電子化ということで、税務取り扱い上、帳簿処理等については紙による7年間の保存義務が課されております。関連の新法も議員立法でできたわけですが、すけれども限定されているということで、私どもは契約書、請求書の類についてはぜひ電子保存を認めていただきたいと、関連業界からも非常にニーズの高い要望でございます。

このほか、いわゆる規制改革特区の問題につきましては今日は資料をお持ちしておりませんが、この会議のもとに設けられた八代先生のWGで、規制改革特区についての私どもの基本的な考え方を御説明しましたので、ここでは繰り返し御説明することは省略させていただきます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして意見交換をさせていただきたいと思っております。

○奥谷委員 人材関連ビジネスに関して労働派遣とか紹介予定とありますが、解雇権ルールの明確化のようなところは、そちらでは検討なさっていないのでしょうか。

○鈴木規制改革推進部会長 検討といいますか、今日お持ちいたしましたのは、先ほど立花がお話ししましたように、緊急アンケートで会員の皆さんから早急にやってほしいと出てきたものを中心にまとめてあるものですから。

○奥谷委員 そういうものはそれまでに出てこなかったのですか。

○鈴木規制改革推進部会長 余り出ていませんね。

○川口行革グループ長 今年の日本経団連の事業計画の中では検討項目に入っております。

○奥谷委員 例えば5年契約云々にしても、本人はノーと言えば解雇はできないわけですから、その部分をきちんと入れておかないと全く意味をなさないということになるわけで……。

○宮内議長 どうぞ。

○熊代副大臣 私の方から質問して申し訳ありませんが、大変意欲的な内容のものをいただきまして大変すばらしいと思いますので、鋭意検討させていただきたいと思います。非常にタッチな話ですけれども、新しいベンチャービジネスをつくる時に法人株式会社をつくれば人数が何人でも健康保険、厚生年金の適用になりますね。それは大変負担ではないかという気もするのですが、例えば10人未満とかその辺は国民年金でもいいとか国民健康保険でもいいとかそういう議論は、逆に小さい事業がそういうことになると大きい企業の方は不利になると思うのですが、その辺の議論は日本経団連ではございませんでしたか。

○鈴木規制改革推進部会長 ちょっとわかりません。

○熊代副大臣 そういう御議論はないんですね。

○鈴木規制改革推進部会長 はい。

○熊代副大臣 わかりました。

○宮内議長 御意見はございませんか。

○鈴木規制改革推進部会長 今日お話しさせていただいたのは幾つかのサンプルなのですが、その背後に流れているものは、1つは最初の情報関連ビジネスのように非接触ICなど、これは技術がどんどん進んでいるにもかかわらずいろいろなルールがついてきていないところが我が国にとって大きな問題で、燃料電池の問題もそうですし、その辺は技術の進歩に合っているいろいろなルールづくりが変更して進んでいかないと、それが新しい事業を生み出さないという例でございますので、技術の進歩と規制ということをぜひお考えいただきたいと私は思います。

○宮内議長 高原さん、どうぞ。

○高原委員 2ページの鈴木委員からお話があったポイントは、特に経団連の方でも非常に重要な内容ではないかとお考えでございますね。

○鈴木規制改革推進部会長 はい。

○宮内議長 それでは、石原大臣からコメントがございましたらよろしくお願いします。

○石原大臣 今日はお出井委員長、鈴木部会長初め経団連の皆様ありがとうございます。このペーパーは事前にちょうだいしておりましたので、事務局の方に指示をいたしまして、すぐできるもの、あるいは少し検討しなければならないもの、あるいは全然首を振らなくて総合規制改革会議の皆さんに相当頑張ってもらわないと無理なものというふうに仕分けをしていただいている最中なのですが、72項目は多省庁をまたがるものがございますので、残念ながら今日の段階では仕分け作業が終わっておりませんので、委員の先生方にも実はお配りしておりませんので、皆さんもいいものもあるしというような印象をお持ちだし、これまでやってきたけれどもこれは厳しいぞとお思いの点も多々あるのではないかと考えております。

今、鈴木部会長が御指摘されました、いわゆる無線型のICタグは昨日の決算行政委員会でも出まして、総務省の昔の郵政省部分が答弁していて、技術的に他の無線局との関係があるので難しいというようなことを言っていました。今、この部会長のお話を聞きますと、技術的な問題がクリアされているのであるならばこういうものは当然にやっていかなければならないという感想を私は持たせていただきました。

また、燃料電池について触れられておりましたが、新技術の分野についての規制改革は国際競争力の観点からもぜひ先にデファクトスタンダードをとらなければいけない問題ですから、私もこの総合規制改革会議でも積極的に取り上げていただきたいと思います。

たくさんあるのですけれども、すぐできるものとしては例えば有価証券発行届出書の短縮も、期間が15日がいいのか7日がいいのかという問題はあると思いますけれども、私は意外に簡単にできるのではないかという気がしております。そのほかにここには出ていませんが、株式公開の買付制度などについても頑張れば中間取りまとめに入るようなものではないかという気がしております。あと、ぱっとした印象としては多省庁にまたがっているものも相当ございますので、昨年も総合規制改革会議で話題になりました港湾関係のワンストップサービスも私のところに関係局長以下集まってもらってやりますと、目配せしながら「お前が悪い」と言いますのでどこの役所が悪いかがよくわかるんですね。そういう方式をとって、時間がかかるものは短縮してやっていきたいと思います。例えば、自動車の検査登録とか車庫証明、自賠責の電子化等についても多少時間はかかると思いますが、前向きにやっていかなければいけない問題ではないかという印象を持たせていただきました。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは以上をもちまして日本経団連からのヒアリングを終了させていただきます。本

日はお忙しいところを御出席いただきましてありがとうございました。また、これまでもそうございましたし、引き続き当総合規制改革会議の活動に対しまして御理解と御協力を何分よろしくお願い申し上げたいと思います。本日はありがとうございました。

○出井評議員会議長 私、今回がデビュー戦なので、全く内容を知らないで出て来たものですから、今後、経団連としましては表層的な改革のみならず、根本的に何をやるべきかということに関してはもう一度頭を絞って勉強させていただきたいと思いますので、皆さんよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○宮内議長 大いに期待しております。ありがとうございました。

(日本経団連関係者退室)

○宮内議長 それでは最後でございますが、中間取りまとめに向けました今後のスケジュールについて事務局と打ち合わせさせていただきまして、ざっとしたものでございますけれども、お手元の資料3につきまして宮川室長から御説明をお願いいたします。

○宮川室長 事務局でございます。お手元の資料3、1枚紙がございますのでこれを御参考に賜ればと存じます。

当初、中間取りまとめにつきましては6、7月ということだったのですが、もう少し前倒しでやろうということで6月末を目途ということで実は各主査にもお願いし、作業を少し早めていただいたのでございますけれども、各省折衝も少し時間をかけてやった方がいいのではないかという各主査の御意見もございました。そういうことから予定を少しずらさせていただいております。

資料3をご覧になっていただきますとおわかりのように、6月第4週が目途でございますけれども、各省の幹部をお呼びいたしまして、ぜひよろしくという会議をこの本会議でもやらせていただきたいと考えております。7月第1週でございますけれども、ここでは各WGで御審議いただきまして、ある程度取りまとめた素案について本会議で全体の御議論をしていただこうと思っております。翌週の7月第2週、8日から始まる週でございますけれども、これを目途といたしまして最終的に中間取りまとめを決定したいと思っております。こういうスケジュールで、今までの目標期限が少し後ろ倒しになったということでよろしく願いできればと存じます。

もう1つ、最後に恐縮でございます。今日は重いのでお手元に置いておりませんが、各団体、海外からのいろいろな要望が出てきていることに対する各省庁の返答、これは難しい点も含めて網羅したものが4センチぐらいの分厚さの資料ができました。これは各委員の先生方には後ほど郵送で送らせていただきたいと思いますので、御参考に賜れば

と存じます。

以上でございます。

○宮内議長 御質問等ございますでしょうか。

○八代委員 スケジュールですが、第4週とか第1週というのは非常に困るので、もう少し速やかに、まだ複数の選択肢がある間でもなるべく具体的な日にちと時間を教えていただければと思います。

○宮川室長 早急に御返答させていただきます。

○宮内議長 それでは、これから非常に暑い夏でございますけれども、各主査におかれましては委員の皆様方の御協力をいただきまして、何分よろしく頑張ってくださいと思います。

以上をもちまして本日の会合を終わります。ありがとうございました。(了)